

平成25年9月
日本共産党京都市会議員団

京都市議会基本条例（案）第3条の修正案

（市会の位置付けと役割）

第3条 議員及び市長が、共に市民により直接選挙される市民の代表である一方、単独で権限を行使する市長に対し、京都市会（以下「市会」という。）は、広く公選で集まった多数の議員からなる議決機関である。

2 市会は、民意を把握し、市政に的確に反映するために、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 条例の制定や改廃などを通して、本市としての団体意思を決定すること。
- (2) 充実した調査研究を基に、活発な審議及び議員間における討議を行い、意見を集約すること。
- (3) 議論を通じて市政の課題に関する論点を明確にすること。
- (4) 団体意思の決定に至るまでの過程が、市民に開かれた分かりやすい市会運営に努めること。
- (5) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）による市政運営が適正に行われているかを監視し修正すること。
- (6) 民意を反映する市会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案及び政策提案を行うこと。
- (7) 市長等との議論を通じてより良い政策及び施策の実現に努めること。